

訪問看護重要事項説明書

〈令和 8 年 8 月 1 日現在〉

1. 訪問看護事業者の概要

法人名称	合同会社ピレア
所在地	静岡県静岡市葵区七間町 1 番 6 号 トンボヤビル 2 階
代表者名	森 裕
電話番号 / FAX	TEL : 054-665-8084 FAX : 054-333-5184
設立年月日	令和 8 年 5 月 2 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションピレア
事業所所在地	静岡県静岡市葵区七間町 1 番 6 号 トンボヤビル 2 階
電話番号 / FAX	TEL : 054-665-8084 FAX : 054-333-5184
管理者名	森 裕
サービスの種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	2264291283
通常の事業の実施地域	静岡市全域とする。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーション ピレア（以下「事業所」という。）は、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供し、利用者の意思及び人格を尊重しながら、住み慣れた地域やご自宅で安心して生活できるよう支援することを目的とします。
運営の方針	事業所は、要介護状態又は要支援状態にある利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図ることを目的とします。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、関係機関と連携し、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供します。

(3) 事業所の職員体制

管理者	森 裕
-----	-----

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）及び訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書」という。）の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 （看護職員と兼務）
看護職員	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 3 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。 6 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	3 名以上
事務職員	1 請求事務その他の事業所の運営に必要な事務に従事します。	適当数配置

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分 ～午後 5 時 45 分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

(5) サービスの提供時間

営業日	月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分 ～午後 5 時 30 分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

上記の営業時間外であっても、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を整備しています。
大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

3. 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画または介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき訪問看護を提供します。利用者が安心して在宅療養生活を送ることができるよう、主治医の指示により、当事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な看護及び支援を行います。 具体的な訪問看護の内容 ① 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導 ② 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助 ③ 褥瘡の予防・処置 ④ 在宅リハビリテーション看護 ⑤ ターミナルケア ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ 服薬管理 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲食、飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 看護職員への禁止行為

訪問看護の利用にあたっては次に掲げる行為は行わないで下さい。

- ① 看護師等の心身に危害を及ぼす行為
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える行為
- ③ 以上の他、訪問看護の提供を困難にする行為

4. 利用料及びその他の費用について

サービス利用料及び加算等の金額は、別紙「料金表」のとおりです。介護保険・医療保険それぞれの基本利用料・加算について、利用者負担割合（1～3割）ごとの金額を別紙に記載しています。

（1）介護保険の場合

介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。静岡市は地域区分「6級地」（1単位＝10.42円）です。金額の詳細は別紙「料金表」をご確認ください。

（2）医療保険の場合

医療保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。金額の詳細は別紙「料金表」をご確認ください。

（3）保険外（自費）サービス

介護保険及び医療保険適用外のサービスについては、利用者の希望に応じて自費サービスとして提供します。なお、自費サービスの提供にあたっては、別途自費契約を締結します。詳細については、自費契約書及び自費サービス料金表をご確認ください。

（4）その他の費用について

- ・ 死後処置を行った場合は、15,000円をご負担いただきます。
- ・ 通常の事業実施地域を超えて訪問する場合は、交通費の実費をご負担いただきます。自動車利用時は、通常の事業実施地域を超えた地点から片道1kmあたり30円を請求します。
- ・ 利用料及びその他の費用については、事前にご説明し、同意をいただいた上で請求いたします。お支払いいただいた際には領収書を発行します。

（5）キャンセルについて

- ・ 利用者の都合によりサービスを中止・変更される場合は、**前営業日まで**にご連絡ください。前営業日までにご連絡いただいた場合、キャンセル料はいただきません。
- ・ 事前のご連絡なく訪問日に不在であった場合（無断キャンセル）は、利用料の100%をキャンセル料としてご請求いたします。
- ・ 利用者の病状変化、急な入院その他やむを得ない事情による場合は、キャンセル料はいただきません。

5. 利用料の支払い方法について

利用料金は、当月提供分を翌月10日までに請求書（明細付き）にてご通知します。お支払いは翌月末日までに、以下のいずれかの方法にてお支払いください。

- ① 銀行振込（振込手数料はご利用者様のご負担となります）
- ② 口座振替
- ③ 現金

事業者は、お支払いを確認次第、領収書を発行します。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて主治医、医療機関、ご家族、救急医療機関、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡し、適切な対応を行います。

医療機関		
医療機関名： 主治医名：		電話：
緊急連絡先		
氏名：	続柄：	電話：① ②

7. 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社（訪問看護事業者総合補償制度）
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	訪問看護業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊について負う法律上の賠償責任を補償する保険。

8. 苦情相談窓口

サービスに関する苦情や相談は、下記窓口へ申し立てることができます。

相談窓口	担当者・連絡先	受付時間
当事業所の相談窓口	管理者：森 裕 電話：054-665-8084 FAX：054-333-5184	8：45～17：45 （土・日・祝日、及び年末年始12月29日～1月3日を除く）
市区町村の相談窓口	静岡市 介護保険課 電話：054-221-1377	8：30～17：15 （土・日・祝日、及び年末年始12月29日～1月3日を除く）
国民健康保険団体連合会（介護保険）	静岡県国民健康保険団体連合会 電話：054-253-5590	9：00～17：00 （土・日・祝日、及び年末年始12月29日～1月3日を除く）

9. 秘密の保持と個人情報の保護

当事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者またはその家族等に関する秘密を漏らしません。また、退職後においても同様とします。

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」に従い適切に管理します。

取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用します。

- ① 訪問看護サービスの提供及びそれに付随する業務
- ② 主治医、居宅介護支援事業者等の関係機関との連絡調整
- ③ 市区町村への介護給付費の請求及び各種届出

上記以外の目的で個人情報を第三者に提供する場合は、利用者本人の同意を得てから行います。

10. その他

- ・ 本説明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面によりご連絡するとともに、再度説明を行います。
- ・ サービスの提供を終了する場合は、事前にご連絡します。なお、終了後においても必要に応じ利用できる他の保健医療サービスまたは福祉サービスに関する情報を提供します。
- ・ 訪問看護の提供にあたっては、主治医が交付する「訪問看護指示書」が必要です。

説明確認欄

年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名：

(事業所名：_____)

説明者 _____ 印

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けて同意しました。

利用者 氏名 _____ 印

家族または後見人・代理人（続柄 _____）

氏名 _____ 印